

広島県公安委員会決裁規則及び広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月24日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第12号

広島県公安委員会決裁規則及び広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)の規定による裁定及び裁定申請の却下に関すること。

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1号を加える。

(5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)附則第1条に規定する政令で定める日(平成28年11月30日)から施行する。